

独立行政法人 情報通信研究機構

平成 25 年度  
新世代ネットワークの研究開発に係る  
日欧共同公募に関する応募要領

平成 24 年 10 月



## 目次

1	研究開発課題	4
2	応募資格	5
3	応募の単位	6
4	応募に必要な書類	8
5	受託者の選定	10
6	委託契約	12
7	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）	15
8	委託期間中の評価（審査）	16
9	研究成果	16
10	購入物品の取扱い	17
11	不正への対応	18
12	応募の手続き	18
13	問い合わせ先	21

## はじめに

独立行政法人 情報通信研究機構（以下「NICT」という。）は、国の情報通信施策と連携し、通信・放送分野における新たな技術の実用化に向けた研究開発を大学や民間企業などの外部研究機関に委託して推進しています。

このたび、NICTでは、欧州委員会（EC）が実施するFramework Program 7(FP7)と連携して、3件の個別研究開発課題（ア、イ、ウ）について研究委託を実施します。公募するのは、新世代ネットワークあるいは将来インターネット分野におけるネットワーク技術に関連した、IoT(物のインターネット)とクラウドの融合、コンテンツ指向ネットワークによる省エネルギーコンテンツ配信、および日本と欧州のテストベッドを接続した実証試験などについての研究開発です。

今日の情報通信ネットワークは、電子商取引、電子政府、遠隔教育、遠隔医療、データおよびコンテンツ配信、自然災害を含む緊急通信など、様々な基幹サービスに利用されており、現代社会に不可欠なインフラとしてますます重要になってきています。現在の情報通信ネットワーク基盤であるインターネットは、通信の宛先のみを管理する簡素な制御方式を自律分散的に動作させることで、ネットワーク規模（端末数、トラフィック量、サービスの種類など）の増大に対応しています。しかしながら、高機能かつ高性能な携帯機器等の急速な普及はネットワークの肥大化を余儀なく加速し、情報を生成／蓄積／通信する点（ノード）やその時機の偏在化を引き起こし、安全性の確保や費用対効果の面でさまざまな問題が生じてきています。

本共同公募は上記のような問題を解決する新世代ネットワークの実現に向けて、特に欧州連合（EU）との連携により研究開発の促進が期待できる領域について、欧州委員会（EC）と連携して行うものです。日欧双方の強みを戦略的に組み合わせることで、将来の情報通信基盤の基礎となる同分野の研究開発について、国際標準化を睨んだ研究開発力の強化や国際実証環境の構築を軸とした共同研究開発に取り組むことにより、新世代ネットワークの早期実現が期待されます。

本研究開発は、日本－EU 共同で実施しますので、研究開発の体制は、日本およびEUの両方の実施者の参加が条件となります。公募は日本－EU 共同で行い、応募者はNICT（日本側）及び欧州委員会（EC、EU側）のそれぞれに必要な応募書類を提出していただきます。採択に関する審査は日本－EU 共同で行います。

日本側の参加者に対してはNICTが研究委託を行い、EU側の参加者は欧州委員会のFP7の枠

組みで研究を実施します。本応募要領では、日本側の参加者が NICT に対して応募する方法等について説明します。

提案者の構成は、以下の通りです。

- |      |  |
|------|--|
| ・日本側 | 提案者（幹事者—共同提案者（1者もしくは複数者））・・・NICT に提案書を提出 |
| ・EU側 | EU側共同提案者（EU側提案者すべてを示します。）・・・ECに提案書を提出    |

本応募要領中の、“**幹事者**”、“**共同提案者**”は、NICT に提案書を提出する団体を示します。

EU側に提案書を提出する団体について触れる必要がある場合は、“**EU側共同提案者**”と表記します。

なお、採択となった場合は、提案者は“**受託者**”、幹事者は“**幹事研究者**”、共同提案者は“**研究分担者**”と称します。EU側共同提案者は“**EU側研究分担者**”と称します。

提案は、EU側の企業、大学、研究者等と共同で実施する内容であることとします。日本側の NICT に提出する提案は、併せて欧州委員会（EC）に提出される提案と同一である必要があります。

EC の公募（FP7-ICT-2013.10.1- EU-Japan Research and Development Cooperation）については以下の URL をご覧ください：

<http://ec.europa.eu/research/participants/portal/page/cooperation?callIdentifier=FP7-ICT-2013-10>

<http://cordis.europa.eu/fp7/ict/docs/ict-wp2013-10-7-2013.pdf>（98-102 ページ、145-147 ページ等）

以上要約すると

- 1) 日欧共同公募は、NICT の公募に応募する日本側提案者と、EC の公募に応募する EU 側提案者とが、共同で研究を実施することを前提にしております。
- 2) 従って、応募時までには、日本側提案者と EU 側提案者との間で、研究分担等の調整を行っておいください。
- 3) 日欧共同で公募するものであり、日欧共通の評価基準を用いて、提案を評価します。
- 4) 応募に当たっては、EU 側提案者は、EC へ、日本側提案者は、NICT へ提案書を提出してください。
- 5) 日本側の受託者には NICT が支援し、EU 側の受託者には EC が支援します。

## 1 研究開発課題

NICT が指定する研究開発課題について、その目的、研究開発期間、予算、到達目標等を示す研究計画書を公開し、それに基づいた研究を実施する受託者を公募します。

今回公募を実施する研究開発課題（内は課題番号）：青字は欧州側名称

新世代ネットワークの実現に向けた欧州との連携による共同研究開発

Seventh Framework Program(FP7) ICT-2013.10.1 EU-Japan Research and Development Cooperation)

- ・課題ア モノのネットワークとクラウドを融合するネットワークサービス基盤の研究開発  
Extending the cloud paradigm to the Internet of Things - Connected objects and sensor clouds within the service perspective
- ・課題イ ネットワークテストベッドを活用した日欧における実証的共同研究  
Global scale experiments over federated testbeds: Control, tools and applications
- ・課題ウ コンテンツ指向ネットワークキングによる省エネルギーコンテンツ配信の研究開発  
Green & content centric networks

個別研究開発課題（ア、イ、ウ）毎に公募します。

研究開発課題の詳細は、別資料の研究計画書に示します。

本研究課題（ア、イ、ウ）に応募する場合は、対応する欧州側の Seventh Framework Program(FP7) ICT-2013.10.1 EU-Japan Research and Development Cooperation の対応する課題（d、e、f）へ応募する欧州側応募者と共同で提案書を作成し、日本側応募者は NICT 宛に、欧州側応募者は欧州委員会(EC)に提出してください。

## 2 応募資格

次の(1)から(6)の条件をすべて満たす、受託を希望する単独ないし複数の機関（企業、大学、独立行政法人等<sup>(1)</sup>）が日本側提案者（幹事者、共同提案者）となることができます。

- (1) 当該研究開発課題に関する技術又は関連技術についての研究実績を有し、かつ当該研究業務を遂行するために必要な研究組織、人員等を有していること。なお、根幹となる研究要素に関しては、後でご説明する「一括契約」において幹事研究者が研究分担者へ行う委託契約（再委託契約）を除き、再委託は認められません。
- (2) 当該研究業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) NICT が委託するうえで必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。
- (4) 研究成果の公開及び標準化活動等に積極的な貢献が可能であること。
- (5) 当該研究業務を遂行する人員の中に、NICT のパーマネント職員並びに有期雇用職員が含まれないこと（短時間研究員等は可）。また、当該研究業務を遂行する人員の中に、NICT を退職後、1 年以内の方が含まれる場合には、当該研究開発課題の企画・立案に関与していないことが確認できること。
- (6) 欧州側に共同提案者（EU側共同提案者）を有していること。

---

<sup>1</sup> 原則として、本邦で設立された企業等又は国内に拠点を有する企業等であることが必要です。

### 3 応募の単位

本課題は、個別研究開発課題（ア、イ、ウ）毎の公募です。研究開発課題内の各個別研究開発課題に対して応募してください。

日本側の応募は、ひとつの機関が単独でも、複数の機関が分担してでも可能です。

研究実施体制	応募方法
1 機関で実施する場合	受託を希望する1 機関が単独に応募すること。
複数の機関で研究グループを形成し、研究内容を分担して実施する場合	研究グループとして、ひとつの提案書（受託を希望する各者連名のもの）を作成し、応募すること。なお、研究グループの中の1 機関を幹事者とし、他を共同提案者とする。

複数の機関が連携して応募する場合の注意点：

- ・ 研究グループ（幹事者＋共同提案者＋EU側共同提案者）を形成して応募していただきます。（日本側の応募が、ひとつの機関単独で行われる場合は、共同提案者は必要ありません。）
- ・ 各機関の研究分担内容を明確にしてください。
- ・ 日本側の提案者について
  - ・ 日本側提案者（NICT の公募に応募する幹事者、共同提案者）は、進捗管理・連絡調整等の研究を伴わない事項だけを担当する機関がないように構成してください。
  - ・ 日本側提案する提案者間で相談の上、研究グループの内 1 機関を幹事研究者として応募してください。幹事研究者は、研究の進捗管理やとりまとめ等を行い、さらに NICT との連絡や調整等を行いつつ、研究を実施します。
  - ・ 日本側提案者と NICT との間で締結する契約の方式は、後でご説明する「一括契約」と「連名契約」の 2 種類があり、応募の際にいずれか 1 つを選択していただきます。（「6

委託契約」を参照してください。)

- ・ EC の FP7 の枠組みに提案する共同提案者は、EC と契約することになります。

研究グループを形成して提案を行う場合の、具体的な例：

【例 1】

提案の内容を提案者側で任意に分割して小課題とし、異なる機関がそれぞれの小課題を分担した上でひとつの研究グループを形成し、提案を行う。

- ・ A 企業（幹事者／幹事研究者）            ○○○に関する研究
- ・ B 大学（共同提案者／研究分担者）    □□□に関する研究
- ・ C 企業（共同提案者／研究分担者）    △△△に関する研究
- ・ D 企業（EU側共同提案者／研究分担者）    ×××に関する研究
- ・ E 大学（EU側共同提案者／研究分担者）    ＊＊＊に関する研究

【例 2】

提案の内容を提案者側で任意に分割して小課題とし、1 機関が複数の小課題、他の 2 機関が各々ひとつの小課題の担当として研究を分担した上で、ひとつの研究グループを形成し、提案を行う。

- ・ A 企業（幹事者／幹事研究者）            ○○○に関する研究
- ・ B 企業（共同提案者／研究分担者）    □□□に関する研究、△△△に関する研究
- ・ C 大学（EU側共同提案者／研究分担者）    ＊＊＊に関する研究

ただし、各個別課題を各者がどのような分担として研究を実施するかが明確でない提案は認められません。

- ・ A 企業    ○○○に関する研究
  - ・ B 企業    ○○○に関する研究
  - ・ C 企業    □□□に関する研究
- } ←不可（A 企業と B 企業の分担が不明確）

## 4 応募に必要な書類

応募には、様式 A(Part A)、様式 B(Part B)に基づき構成される書類の提出が必要です。これ以外の形式で作成されたものでの応募は認められません。これらの書類は審査のみに使用します。また、返却はいたしません。

研究グループで応募する場合は、幹事者とすべての共同提案者の連名で作成ください。

### (1) 様式 A(Part A)

NICT から受託する日本側提案者の情報を記入してください。以下の別紙を含め、すべて日本語で作成してください。

#### 1) 必要積算経費一覧表 (別紙 1)

#### 2) 研究イメージ図 (別紙 2)

研究グループで応募する場合は、幹事者とすべての共同提案者の連名でひとつ作成ください。研究全体 (欧州側も含む) のイメージで作成してください。イメージ図中の日本側の担当する部分を明らかにしてください。

#### 3) 官民費用分担にかかる申告書 (別紙 3)

研究開発の成果の応用・展開に要する経費 (例: 成果応用に必要な関連技術を開発するための設備、機器、人件費、管理費等。原則として委託費の半額程度を想定。) の全体額について、申告願います。

研究グループで応募する場合は、幹事者とすべての共同提案者の連名でひとつ作成ください。

#### 4) 会社要覧等 (別紙 4)

日本側提案者は、当該技術に関する事業部、研究所等の組織等に関する会社/研究所案内等のパンフレット/We bコンテンツ等も添付してください。なお会社要覧およびパンフレット/We bコンテンツは、国立大学法人、大学共同利用機関法人、学校法人、独立行政法人、一部上場企業等の場合は提出不要です。

会社要覧は、研究グループで応募する場合も幹事者とすべての共同提案者が各々別々に作成ください。

## (2) 様式 B (Part B)

日本側提案者（幹事者、共同提案者）及び、EU側共同提案者の提案内容のすべてを、task 毎に分割して記入してください。一つの task を複数の提案者（幹事者、共同提案者）で実施する場合は、task を更に分割して、一つの提案者がその task を実施するようにしてください。（EU側共同提案者の task は、ECの指示に従ってください。）

「Table 1.3d Work package description」の「Description of work」に、task とその実施者（団体名）を記載してください。

様式 B (Part B、英語で作成)は、日欧共通のフォーマットとしており、欧州委員会 (EC、EU 側) に提出したものと同一ものを NICT (日本側) に提出してください。なお、様式 B (Part B) の Section 4. Ethical Issues は、NICT では参照いたしません。

提案が採択となった場合、NICT との契約書の別紙となる実施計画書や年度別実施計画書は、和文で作成いただくこととなります。

### 【参考：EU 側研究者による EC への応募に必要な書類について】

EC は、応募にあたって、EU 側機関で締結する Consortium Agreement に加え、日本側と EU 側のすべての研究機関で締結する Coordination Agreement (プロジェクトの内容、機関同士の関係(権利・義務)、プロジェクトの管理、各機関の単独あるいは共同保有知財の取り扱い等について規定するもの。) の最終ドラフトの提出を求めています。(締結は採択後で構いません。) 詳細については、EC の公募情報をご覧くださいか、EU 側研究者にお問い合わせ願います。

## 5 受託者の選定

応募者（NICT に提案）から提出された様式A (Part A、別紙を含む)、様式B (Part B)を、外部有識者で構成される「高度通信・放送研究開発委託研究評価委員会」（以下「評価委員会」という。）及び「日欧合同評価会合」において審査し、その結果を踏まえて NICT が NICT 委託研究の受託者を決定します。ただし、EU側共同研究者の EC への提案が不採択となった場合は、NICT 委託研究も不採択となります。

### (1) 評価委員会での審査

評価項目は巻末の別紙（英文）のとおりです。仮訳を以下に示します。

#### ① 科学的又は／及び技術的品質

科学的又は／及び技術的に優れていること（公募課題に関して）

##### 【研究開発の目的・内容】

- ・ 研究開発の必要性、方向の妥当性、達成目標の妥当性
- ・ 技術課題の新規性・革新性
- ・ 研究開発方法・実施計画の品質と有効性

#### ② 実装

実装と管理の品質と有効性

##### 【研究開発の実施体制・実施計画】

- ・ 研究開発の推進管理体制（マネジメント）の妥当性
- ・ 研究者の資質と経験
- ・ 研究者や研究機関組み合わせ、役割分担の有効性、日欧の連携体制の有効性
- ・ 予算計画の妥当性・正当性

#### ③ インパクト

開発を通じた潜在的インパクト、プロジェクトの成果と利用と普及

##### 【研究開発の成果・波及効果】

- ・ 研究計画書等に示された期待する効果の日欧への貢献度
- ・ 成果の普及・展開方法、知財管理の妥当性

日－EU間の協力を確実なものとするため、日－EUの研究開発のバランスがとれている場合、研究計画に日－EUの共同の研究活動が適切に含まれている場合は、評価項目「①科学的又は／及び技術的品質」と「③インパクト」の評価が高くなります。

(2) NICTにおける受託者選定及び通知

NICTは、評価委員会の審査及びECの採択プロセスを踏まえ、

提案者（幹事者／共同提案者）が、

- ・当該研究業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しているか
- ・資金等について十分に管理する能力を有しているか
- ・NICTが委託するうえで必要とする措置を適切に遂行できる体制を有しているか

等を審査し、最終選定を行います。選定の結果は、NICTから提案者（幹事者）に通知します。

(3) 追加資料等

受託者の選定に係る評価において、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。さらにヒアリングを実施することがあります。

## 6 委託契約

受託が決定した場合、日本側受託者と NICT の間で委託契約を締結します。研究グループが受託した場合の契約締結の方式は「一括契約」と「連名契約」の2種類があり、応募の際にいずれか1つを選択していただきます。なお、採択後の契約及び実施体制等については、別途協議させていただきます。

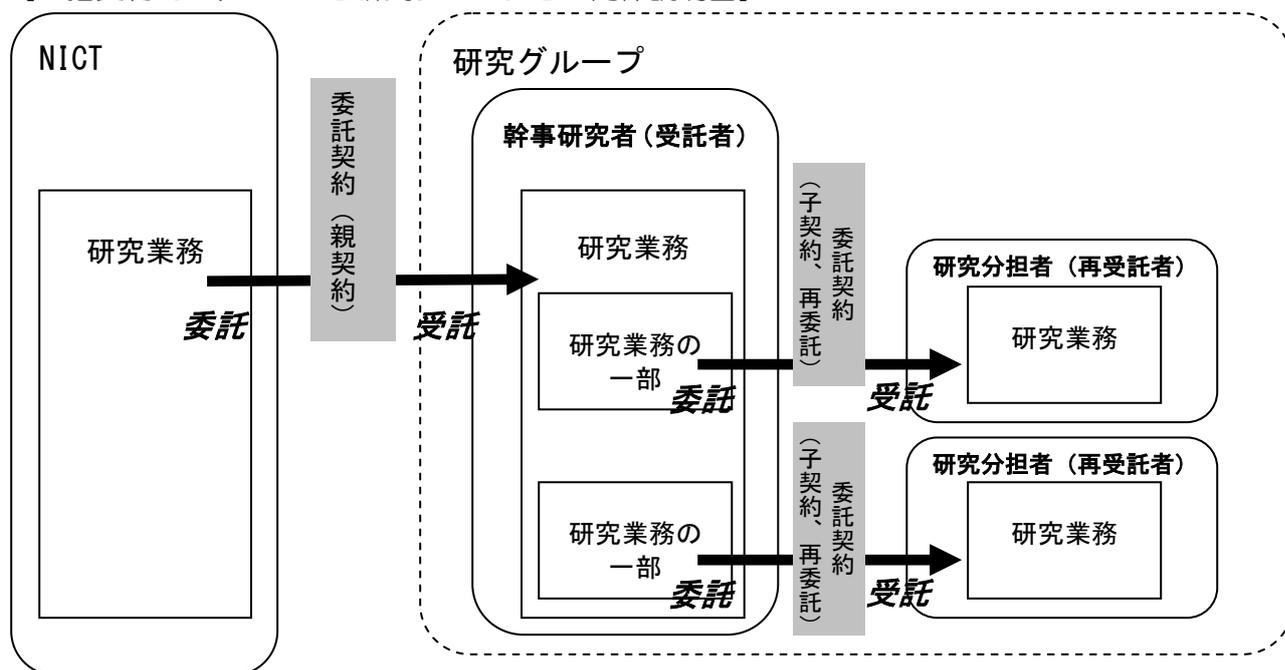
※ 受託後の“幹事研究者（受託者）”は、提案時は幹事者と称されます。また、受託後の“研究分担者（一括契約の再受託者を含む）”は、提案時は共同提案者と称されます。

### (1) 一括契約

幹事研究者（機関）が NICT との間で研究全体の委託契約（親契約）を締結し、研究分担者（機関）は幹事研究者（機関）との間で担当する研究に関する委託契約（再委託の契約）を締結します。幹事研究者（機関）は、NICT との連絡、調整等を全て行いつつ、研究を実施します。

再委託した第三者の行為については、幹事研究者（機関）が NICT に対して全責任を負うことになります。後述の中間評価等の評価は、幹事研究者のみに対して、研究分担者の分担部分も含めた研究全体を対象に行われます。また、委託契約の適正な履行を確保するために、幹事研究者に対しては NICT が検査（経理検査）を行います。研究分担者に対する検査は幹事研究者において行っていただきます。

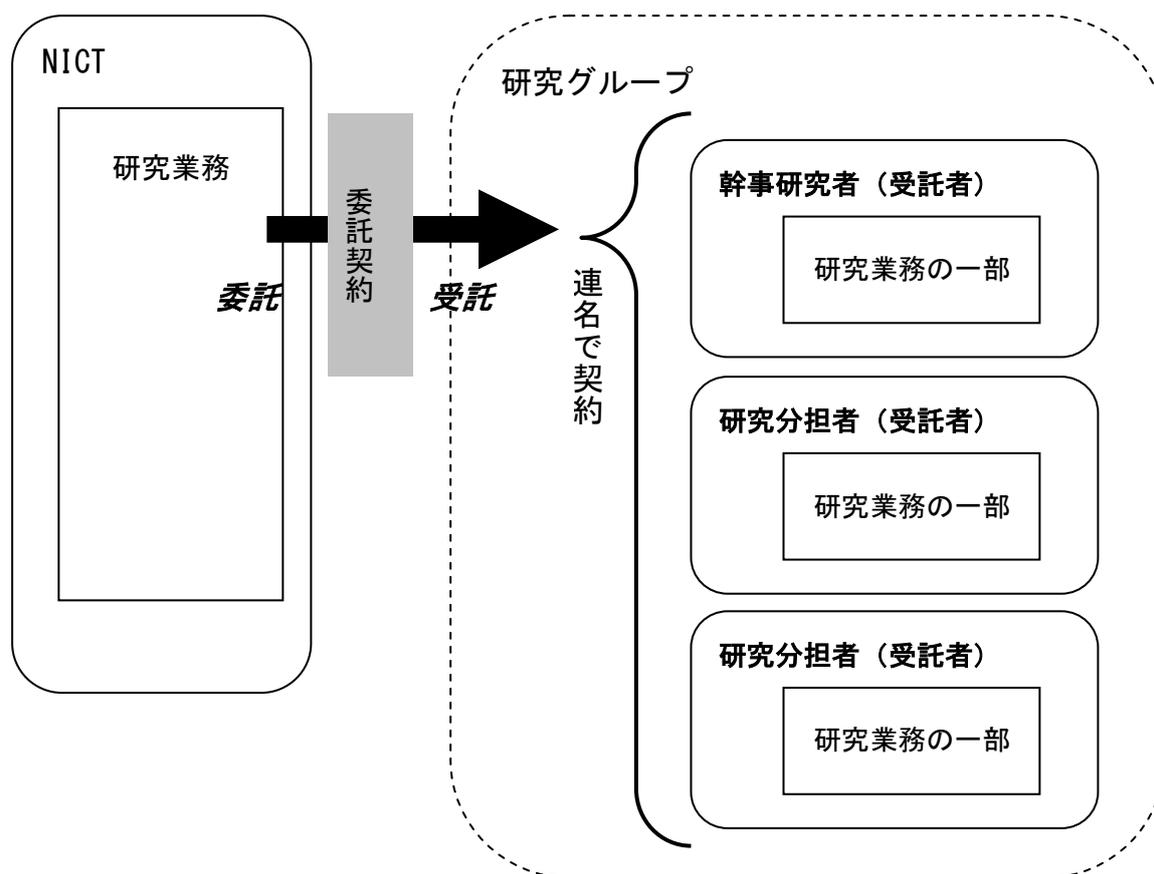
[一括契約での、NICT と研究グループとの関係説明図]



(2) 連名契約

NICT は研究グループ内の全受託者との間でひとつの委託契約を締結します。この契約方式では、研究グループ内の全受託者が相互に連携しつつ、各受託者がその分担部分について自律的に研究を進めていただきます。また、グループ内の 1 者（機関）を、研究の進捗管理やとりまとめ等を行う幹事研究者として定めていただき、幹事研究者（機関）は、NICT との連絡、調整等を行いつつ、研究を実施します。後述の中間評価等の評価は、研究全体を対象としたものに加えて各受託者を対象としたものが行われます。経理検査については、NICT が幹事研究者（受託者）及び研究分担者（受託者）に対して行います。

[連名契約での、NICT と研究グループとの関係説明図]



(一括契約、連盟契約共通) 委託契約に関する注意点：

- ・ 必要な契約条件が合致しない場合には、契約の締結ができない可能性もあります。
- ・ 契約金額は、当該研究業務の実施に必要な経費として NICT が認めた額としますので、必ずしも提案金額とは一致しません。
- ・ 委託期間が複数年である場合、委託契約（親契約）は複数年契約となります。後でご説明する中間評価ヒアリング等を行い、研究業務が適切に遂行されているかどうかを確認させていただくことがあります。
- ・ 中間評価ヒアリング等の評価結果が思わしくない場合、あるいは国の予算状況に変化があった場合等には、研究期間の途中であっても契約変更等を NICT から求める場合があります。
- ・ 委託契約を締結した際には、締結後一定期間内に下記事項を NICT のウェブサイトにて公表することとなります：
  - ・ 契約件名（研究開発課題名）
  - ・ 契約年月日
  - ・ 契約の相手方（企業名、大学名等。再委託先を含む。）
  - ・ 契約金額（複数年分）

<参考>

◎ 情報通信研究機構契約事務細則

(平成16年4月1日 04細則第22号)

第20条

四 契約担当は、機構の支出の原因となる契約（抄）を締結したときは、

その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を公表しなければならない。（抄）

1 ……若しくは役務の名称及び数量

2 (抄)

3 契約を締結した日

4 契約の相手方

5 (抄)

6 契約金額

7～10 (抄)

五 前項の規定による公表は、公表した日の翌日から起算して1年が経過する日まで機構のホームページに掲載するものとする。

## 7 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）

政府では、研究資金の不合理な重複配分や過度の研究費集中の排除等を目的として、平成 20 年 1 月より「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」を構築し、運用を開始しています。本委託研究においても、e-Rad を利用しての応募も可能となっています。

応募にあたっては、e-Rad を利用なさる場合もその他の応募方法を採用される場合も、以下の点についてご留意ください。

- ・ 受託研究機関において、e-Rad へ機関自体を登録していただく必要があります。登録は NICT との契約締結日までに行ってください（なお、既に登録を済ませている受託研究機関は、再度登録を行う必要はございませんが、所属研究機関コードを提案書に記載してください。）。
- ・ 受託研究機関の「実施責任者」は、NICT との契約締結日までに e-Rad への研究者登録を行ってください。登録は所属する研究機関（企業・大学等）から行っていただく必要があります。なお、既に登録を済ませている実施責任者の方は、再度登録を行う必要はございませんが、研究者番号を提案書に記載してください。また、別途実施責任者の生年月日をお知らせください。
- ・ 「実施責任者」の方については、お名前・生年月日・ご所属・契約金額等が e-Rad に登録されることとなります。
- ・ e-Rad の概要、お問合せ先については下記をご参照ください。

### ヘルプデスク

※ 所属研究機関に所属する研究者は、所属研究機関経由でお問い合わせください。

電話番号：0120-066-877（フリーダイヤル）

受付時間：午前 9:30～午後 5:30

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く

<http://www.e-rad.go.jp/contact/index.html>

## 8 委託期間中の評価（審査）

委託期間中、次の評価（審査）を実施します：

(1) 中間評価

委託期間内における進捗状況等の評価（個別の研究開発課題毎に実施の有無や時期等を定めます。）

(2) 終了評価（旧事後評価）

委託期間内の達成度等の評価（最終年度に実施）

## 9 研究成果

(1) 成果報告書

各事業年度終了（通常、毎年3月31日）後、委託契約書で定める期日以内に各事業年度での成果報告書を NICT に提出していただきます。

(2) 研究成果の帰属

研究実施中に産業財産権等が発生した場合、「産業技術力強化法」に基づき、100%受託者に帰属しています。なお、委託研究と NICT の自主研究との一体的な実施を推進するため、委託研究の成果として発生した知的財産権を NICT の自主研究の目的で実施できることとしています。

なお、欧州との共同研究を実施するにあたり、日欧の研究機関の間での共同研究契約の締結が必要となりますが、欧州の研究機関から「産業技術力強化法」及び NICT の自主研究による実施について理解を得て、適切な契約を締結することが必要となります。締結に際しては、知的所有権について日欧の契約者間で十分に調整いただくようお願いいたします。この調整での合意事項があれば、提案書に記載してください。

(3) 研究成果の発表

学会、シンポジウム、講演会等において研究成果の発表をお願いしております。また、受託者には積極的な成果の公表と標準化活動等への貢献をお願いします。成果発表の際は、本制度の成果である旨を必ず記載していただきます。

(4) 実用化調査、追跡評価

委託期間終了後、研究成果の展開(学会や海外における評価や関連特許、実用化に関する状況)についてNICTが調査を行い、研究の成果の波及効果や活用状況を把握します。また、必要に応じて、追跡評価を行います。

## 10 調達物品の取扱い

### (1) 購入・所有権等

受託者（幹事研究者、研究分担者）が委託契約により購入し「I-1 設備備品費」に計上される物品（※）は、NICT 所有の財産となります。

これら物品の購入手続（注文、納入及び検収等）は、受託者（幹事研究者、研究分担者）の責任において実施していただきます。

購入された物品のうち、使用可能期間(使い終わる又は使用不能となるまでの期間)が1年以上かつ取得価格が10万円以上の物品は、NICTの財産として登録が必要です。

一方、使用可能期間が1年未満又は取得価格が10万円未満の物品は、消耗品として取り扱います。

※ 上記の物品（財産・消耗品）は、委託期間内か否かにかかわらず、受託者は転用（受託した委託研究以外の用途に使用する等）や、転売（売却、無償譲渡等）することはできません。転用・売却する物品の購入費は、委託費として直接請求できません。

### (2) 購入機器の修理

故意又は重大な過失がなく、通常の使用の範囲内で購入機器に修理が必要となった場合には、必要な費用は委託費の中から支出場合がありますのでご連絡ください。ただし、修理の実施に必要な手配は受託者（幹事研究者、研究分担者）の責任にて実施して頂きます。

### (3) 研究終了後の扱い

上記(1)のNICT所有の機器・設備（資産）は、委託研究終了後に原則としてNICTで回収としますが、具体的な処理方法については委託期間終了前に協議し、確認することとします。

## 11 不正への対応

研究費の使用・管理にあたっては、十分な抑止機能を備えた体制で研究費の不正使用防止に取り組んでください。

以下に記載する研究活動に係る不正行為が見られた場合には、本委託研究を含む NICT の配分する研究資金への申請の制限、申請中の研究資金の不採択、研究資金の返還等の措置を講じる場合があります。

不正行為の例：研究の提案、実行、研究成果の発表等における「ねつ造」「改ざん」「盗用」  
研究費の使用目的に反した使用等の不適正な経理  
偽りその他の不正な手段による研究資金の受給

また、NICT において、上記不正行為とそれに対する措置の内容とともに、措置対象者の氏名・所属も公表する場合があります。

## 12 応募の手続き

応募に必要な書類の提出先、提出期限及び提出方法等は、以下の通りです。

提出先：〒184-8795 東京都小金井市貫井北町 4-2-1

情報通信研究機構 産学連携部門 委託研究推進室

提出期限：平成 24 年 11 月 29 日（木） 17:00（厳守）

提出方法：以下の方法のいずれかで提出してください：

- 1) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、提案書、補足資料の pdf ファイルをアップロード（\*1）
- 2) NICT へハードコピー、電子ファイル（CD）を持参（\*2）
- 3) ハードコピー、電子ファイル（CD）を送付（\*3）
- 4) 電子メールに電子ファイルを添付（\*4）

### \*1：e-Rad を利用する場合

e-Rad にログオン頂き、e-Rad「研究者用マニュアル」に従って入力を行ってください。e-Rad では、アップロードできる電子ファイルは1ファイルのみとなっておりますので、提案書および別紙1、2、3、4をひとまとめにしてひとつの pdf ファイルとしてください。

電子ファイルの制約条件をクリアできない場合は、提案書の送付については、上記2)～4)の

方法の併用もご検討ください。

なお、後日、評価等のため、別紙1～3の個別のソースファイル（WORD、POWERPOINT等）の提出をお願いすることがあります。

・e-Rad の概要、お問合せ先については下記をご参照ください。

#### ■ ヘルプデスク

※ 所属研究機関に所属する研究者は、所属研究機関経由でお問い合わせください。

電話番号：0120-066-877（フリーダイヤル）

受付時間：午前 9:30～午後 5:30

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

<http://www.e-rad.go.jp/contact/index.html>

#### \*2、\*3：持参、送付の場合

提案書及び別紙1部（注1）及びそれらの電子ファイル1式（注2）を、持参又は送付ください。送付の場合、締切り時刻前に届くようにご配慮ください。締切りを過ぎますと、受け付けられません。

注1. 提案書（様式A）と別紙1から4、様式Bを1部ずつ綴じ込んだ、2穴A4ファイルを作成ください。

注2. 電子ファイルは、ソースファイルと pdf ファイルを提出ください。

提出書類	ソースファイル	pdf ファイル
提案書（様式A、B）	Word ファイル等	pdf ファイル
委託費項目別明細表（様式A別紙1）	Excel ファイル等	pdf ファイル
研究イメージ図（様式A別紙2）	PowerPoint ファイル等	pdf ファイル
官民費用分担にかかる申告書（様式A別紙3）	Word ファイル等	pdf ファイル
会社要覧（様式A別紙4）	Word ファイル等	pdf ファイル

電子ファイルの作成に当たっては下記のようにおねがいたします。

1. WORDファイルの拡張子は“doc”のものにしてください（拡張子“docx”は避けてください）。

2. MS-PowerPoint等プレゼンソフトファイル拡張子が“ppt”のものにしてください。
3. pdfファイルは、ソースファイルから作成ください。（印刷物をスキャナーにかけてpdf化することは避けてください。）
4. 会社要覧は、提案者の法人毎に別ファイルで作成ください。
5. 電子ファイルを格納するメディアはCD（700MB）としてください。CDの表面に応募する研究開発課題名、及び提案者名を明記して提出してください。

#### \*4：電子メールで送付する場合

- 1) 上記「\*2、\*3：持参、送付の場合」と同様に電子ファイルを作成し、ソースファイルとpdfファイルを提出ください。
- 2) 送付先アドレスを、*teian25\_itaku\_nict@ml.nict.go.jp* としてください。  
(提案書類送付以外には使用しないでください。問い合わせ等には別のアドレス info-itaku@ml.nict.go.jp をご利用ください。)
- 3) メールサイズ（メール本体+添付ファイル）を4Mバイト未満にしてください。メールサイズの制限を超える場合は、分割してメールを送信してください。  
  
電子ファイルは、提案書、別紙1、2、3、4とも各々個別のファイルとして提出ください。
- 4) メールの件名は、“H24委託研究応募\_\_課題番号\_\_提案者名“(全て全角。提案者名は、幹事者の団体名。)としてください。
- 5) メールを分割する場合は、メール件名の末尾に、「O/O」で番号を記入願います(例：3分割する際には1/3、2/3、3/3)。
- 6) メール輻輳によるトラブルを避けるために、余裕をもってお送りくださいますようお願い申し上げます。

### 13 問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

電話でのお問い合わせは、土曜日曜および祝日を除く 10 時～12 時、13 時～17 時の間に  
お願いします。

〒184-8795 東京都小金井市貫井北町 4-2-1

情報通信研究機構 産学連携部門 委託研究推進室

藤瀬、天野

Tel： 042-327-6011

Fax： 042-327-5604

E-mail：info-itaku@ml.nict.go.jp （提案書等の送り先アドレスとは異なります。）

<b><i>Evaluation criteria applicable to Collaborative project proposals (IP or STREP) including Specific International Cooperation Actions (SICA)</i></b>		
<b>1. S/T QUALITY</b> <b>“Scientific and/or technological excellence (relevant to the topics addressed by the call)”</b>	<b>2. IMPLEMENTATION</b> <b>“Quality and efficiency of the implementation and the management”</b>	<b>3. IMPACT *</b> <b>“Potential impact through the development, dissemination and use of project results”</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• Soundness of concept, and quality of objectives</li> <li>• Progress beyond the state-of-the-art</li> <li>• Quality and effectiveness of the S/T methodology and associated work plan</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Appropriateness of the management structure and procedures</li> <li>• Quality and relevant experience of the individual participants</li> <li>• Quality of the consortium as a whole (including complementarity, balance)</li> <li>• Appropriateness of the allocation and justification of the resources to be committed (staff, equipment...)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Contribution, at the European and/or international level, to the expected impacts listed in the work programme under relevant topic/activity</li> <li>• Appropriateness of measures for the dissemination and/or exploitation of project results, and management of intellectual property.</li> </ul>

\* In the evaluation of criterion Impact, it should also take into account the "Support to international cooperation" section in the ICT Workprogramme (section 4.4, page 11), e.g.: "Standards are an important element in the field of international cooperation. Beyond access to additional research capability, international cooperation in the context of industrial research should have global consensus and standards as a main target, both for the elaboration of new standards and adoption of standards through implementation of research results".